

厚岸町規則第4号

厚岸町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町財務規則の一部を改正する規則

厚岸町財務規則（平成18年厚岸町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第36条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第36条の2 町長は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定により指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入
- (3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。